

警察本部長

〔沿革〕 平成14年4月例規（警）第39号
平成17年12月例規（警）第49号

平成17年3月例規（警）第22号

各部長・参事官・所属長

見出しのことについては、平成11年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、警察署に置く課長代理制の実施について（平成9年例規（警・地域第18号））は、廃止する。

記

第1 趣旨

平成3年度から実施されている階級構成の是正によって警部補は年々増加し、複数の警部補が配置されていることから、警部補の複数配置から生ずるもたれ合いや責任の不明確化、指揮命令系統の混乱等を防止するため、警部補を指揮監督する県本部に置く総括係長（以下「総括係長」という。）及び警察署に置く課長代理（以下「課長代理」という。）を指定し、業務の活性化を図るものである。

第2 総括係長及び課長代理の階級

総括係長及び課長代理の階級は警部補とする。

第3 総括係長を置く基準

県本部の各所属の1の係に2以上の警部補が配置されている場合で、所属長が必要と認めるときに、係に総括係長を置くことができる。

第4 課長代理を置く基準

署の課に課長代理を置くことができる。ただし、警務課、留置管理課、地域課及び刑事課については、別に定めるところにより、課長代理を置くものとする。

第5 総括係長の任務

同一係内の係長以下の勤務員を指揮監督し、係の業務管理を行うものとする。

第6 課長代理の任務

1 警務課及び留置管理課の課長代理

看守係、留置管理係及び護送係の係長以下の勤務員を指揮監督し、その業務の管理を行うものとする。

2 地域課の課長代理

部の勤務員、交番所長、企画係長（企画係を含む。）等を指揮監督し、その業務の管理を行うものとする。

3 刑事課の課長代理

課内の係長以下の勤務員を指揮監督し、その業務の管理を行うものとする。

4 その他の課の課長代理

係長以下の勤務員を指揮監督し、その業務の管理を行うものとする。

第7 総括係長及び課長代理の選考基準等

1 選考基準

県本部の所属長（以下「所属長」という。）及び署長は、次の各号に該当する者の中から総括係長又は課長代理を選考するものとする。

- (1) 警部補の在級年数が、指定時においておおむね2年を経過したもの
- (2) 総括係長又は課長代理の任務を行う能力、人格及び見識を有しているもの
- (3) 勤務成績が優秀なもの

2 上申及び指定

(1) 総括係長の指定

所属長は、総括係長を指定したときは、総括係長指定報告書（別記第1号様式）により、警務部長あて報告するものとする。

(2) 課長代理の指定

ア 署長は、課長代理を指定するときは、課長代理指定上申書（別記第2号様式）により、警務部長を経由して本部長に上申するものとする。

イ 本部長は、署長の上申に基づき、課長代理の指定を行うものとする。

第8 指定の解除

1 総括係長

所属長は、人事異動等により総括係長の指定を解除したときは、総括係長指定解除報告書（別記第1号様式）により、警務部長あて報告するものとする。

2 課長代理

(1) 署長は、人事異動等により課長代理の指定を解除する事由が生じたときは、課長代理指定解除上申書（別記第3号様式）により、警務部長を経由して本部長に上申するものとする。

(2) 本部長は、署長の上申に基づき、課長代理の指定を解除するものとする。

第9 指定に関する事務等

1 指定に関する事務は、警務部警務課長が行うものとする。

2 指定及び指定解除の発令は、別に定めるところによるものとする。

第10 課長代理章

課長代理は、課長代理章を着装して勤務するものとする。

以下別記様式省略